

2017年1月作成
ジェトロ・パリ事務所

法務・税務セミナー（2016年11月9日開催 於リヨン）
講師：アルテミッド・コンセユ ジャパンテスク

テーマ：＜直近労務・税務情報-改正労働法を中心に＞

1. 改正労働法

1) 労働法

法規定（憲法、労働法）、団体協約（業種別、企業別）雇用契約（労働法、団体協約の枠内での個別の取り決め）のうち、労働者に有利な規定を適用することを原則とする。今回の改正にて、労働時間と休暇に関して、団体協約の優先順位を逆転し、たとえ労働者にとって不利であっても、企業別協約が業種別協約より優先されることになった。また、従業員50名未満の小企業向けの規定を作ることも定められた。

2) 従業員組織

団体協約は労使間、代表性を有する経営者団体と労働組合の話し合いの結果、公表される協約である。従業員代表組織は、企業内部の代表組織と外部の代表組織に大きく分かれる。

企業内部の代表組織

従業員代表（DP） 従業員11人以上の企業

企業委員会（CE） 従業員50人以上の企業

衛生、安全労働条件委員会（GHSCT） 従業員50人以上の企業

企業外部の代表組織

交渉権利を持つのは全国レベルでの代表組合（CGT、CFDT、FO、CFTC、CFE-CGC）のみで、団体協約における経営者団体との交渉相手となる。

外部と内部の架け橋となるのは、企業内の組合代表（DS）と代表性を有しない組合に属する組合員からなる組合支部代表（RSS）。企業内にDSがない場合に企業別団体協約を締結する場合は、代表組合から委任状をもらって交渉する必要がある。

3) 労働時間

（2016年10月セミナー議事録参照）

4) 残業時間

（2016年10月セミナー議事録参照）

5) パートタイム

（2016年10月セミナー議事録参照）

6) 定額協定

（2016年10月セミナー議事録参照）

7) 変形労働時間

労働時間は年の一部または通年で調整、例えば、繁忙期は週35時間労働を週40時間労働

働とし、閑散期は週 32 時間労働とできる。団体協約規定がある場合はそれに従う。規定がない場合は、企業判断により導入する。ただし、従業員代表と話し合い、労働局に通告する義務がある。最高 4 週間であるが、先の労働法改正により、50 名未満の企業は 9 週間まで可能になった。

8) 有給休暇

有給休暇は前年度の 6/1 から 5/31 までに取得した有給休暇を 5/1 から翌年の 4/30 までに取ることを原則とするが、改正法により団体協約で期間を設定することが可能となった。労働者は有給休暇を取る権利を有するが、期間についての最終決定は雇用主にある。

原則として、法定夏季休暇期間は 5/1～10/31、この期間に 4 週間、残りを 11/1～4/30 の間に取る。一度に連続して取れる休暇は 4 週間、当該期間に少なくとも 2 週間は取得することが定められている。

夏季休暇のガイドラインを遅くとも 2 ヶ月前に従業員に通告する。工場を閉める期間中に強制的に有給休暇を取らせる場合は、従業員代表組織と話し合い、2 ヶ月前までに発表する。従業員代表がない場合は、雇用主の判断により強制することは可能であるが、従業員と摩擦が起こらないように注意すること。

8) 経済解雇

改正法に基づく、新しい経済解雇の定義は①経済的困難性、②技術革新、③企業再編、④廃業の 4 つに分かれる。対象範囲はフランス国内に限定せず、企業が属する関連グループ（含む日本の本社）。2016 年 12 月 1 日から適用される。経済的困難性は会社規模により判断基準となる期間が定められた。

9) 不当解雇の場合の賠償金

解雇の理由が正当でないと労働裁判所で判断された場合、雇用主は従業員に賠償金を支払う義務がある。従業員に最低 2 年の在籍実績があり、かつ従業員 11 名以上の企業の場合は、賠償金は最低 6 ヶ月分の給与、6 ヶ月を上限とするすでに支給した失業保険の返還が義務付けられる。従業員に 2 年の在籍実績がないか、従業員 11 名未満の企業の場合は裁判所が判断する。

2. その他

個人所得税の源泉徴収

2017 年 4 月	2016 年度所得の申告
夏	源泉税率の通知。他の税率を申告することも可能。
10 月	源泉税率が勤務先に通知される。
2018 年 1 月	源泉徴収が開始され、給与明細に載る。
4-6 月	2017 年度所得申告
9 月	2017 年度の申告を基に源泉税率を調整。
2019 年 4-6 月	2018 年度所得申告。税務署が税額算定。
夏	源泉徴収した金額が実際の税額を上回る場合には 8 月に還付。
9-12 月	不足の場合には、年末まで 4 回にわたり不足分を支払う。

2017 年度の給与所得に対する所得税は課税されない。